

令和 8 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 8 年 6 月 1 7 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会議場

開会（開議） 令和 8 年 6 月 1 9 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者		木 明 修
総 務 課 長		高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長		西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長		木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長		上 野 優
町 民 課 長		五 十 嵐 洋 介
介 護 ・ 福 祉 課 長		飯 田 貴 子

健康づくり課長	小林知美
建設水道課長	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	長根一彦
中央公民館長兼図書館長	二木智徳
兼歴史民俗資料館長	
代表監査委員	駒井広

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局総括主幹	濱中太一
総務課長補佐	七島良嘉
総務課主幹	四戸俊彰

議事日程（第3号）

日程第1	報告第1号	令和7年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第2	報告第2号	令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
日程第3	承認第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号））
日程第4	承認第4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）
日程第5	承認第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6	承認第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例）
日程第7	議案第26号	令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第27号	令和8年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第28号	令和8年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第29号	令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第30号	令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第31号	野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案
日程第13	議案第32号	野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案
日程第14	議案第33号	財産の取得の件（タブレットパソコン購入）
日程第15	議案第34号	財産の取得の件（草刈装置購入）
日程第16	議案第35号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第17	議案第36号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第18	議案第37号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第19	議案第38号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第20	議案第39号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第21	議案第40号	野辺地町農業委員会委員の任命の件

日程第22	議案第41号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第23	議案第42号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第24	議案第43号	野辺地町農業委員会委員の任命の件
日程第25	議員派遣の件	
日程第26	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	
日程第27	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
町長の提出議案	な	し
議会の提出議案	な	し
会議に付した議案		
報告第1号	令和7年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
報告第2号	令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について	
承認第3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号））	
承認第4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）	
承認第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
承認第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例）	
議案第26号	令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）	
議案第27号	令和8年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第28号	令和8年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案第29号	令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第30号	令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第31号	野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案	
議案第32号	野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案	
議案第33号	財産の取得の件（タブレットパソコン購入）	
議案第34号	財産の取得の件（草刈装置購入）	

- 議案第35号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第36号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第37号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第38号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第39号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第40号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第41号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第42号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第43号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎報告第１号　令和７年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岡山義廣君）　それでは、議事に入ります。

日程第１、報告第１号　令和７年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君）　おはようございます。報告第１号は、令和７年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書１ページをお願いいたします。一般会計におきまして、令和７年度から令和８年度に繰り越して使用する歳出予算について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものです。

２ページをお願いいたします。表には１５件の事業が掲載されていますが、このうち１３件の事業について、年度内に完了しないため繰越いたしました。

２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修費（旧氏記載機能改修）の翌年度繰越額は１８４万８,０００円であります。戸籍の附票に旧氏等を記載するためのシステム改修です。

同じく戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修費の翌年度繰越額は１２１万円であります。住民票に旧字等を記載するためのシステム改修です。

２款総務費、７項安全安心まちづくり対策費、洪水ハザードマップ作成業務の翌年度繰越額は４７４万１,０００円であります。県の洪水浸水想定区域の指定後、町が速やかにマップを作成し、町民に周知する事業です。

同じく、安全安心まちづくり対策費、避難所生活環境改善事業の翌年度繰越額は１,２６８万６,０００円であります。国の令和７年度補正予算で措置された交付金により、煮炊きと併せて暖房にも使用できるバーナーなどの防災備蓄品を購入する事業です。

３款民生費、２項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業の翌年度繰越額は１５６万６,０００円であります。令和７年度内に支給が完了できないと見込まれる金額を繰越いたしました。

６款農林水産業費、１項農業費、鳥獣被害防止対策事業の翌年度繰越額は６５万１,０００円でありま

す。県の令和7年度補正予算で措置された補助金を活用して、熊対策の備品などを整備する事業です。

7款商工費、1項商工費、令和8年物価高騰対策生活応援商品券発行事業の翌年度繰越額は2億4,140万9,000円であります。国の令和7年度補正予算で措置された交付金による事業です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、町道改良工事（下町・一ノ渡線舗装補修（第2期）工事）の翌年度繰越額は2,557万5,000円で、年度内に工事が完了しないため、繰越いたしました。

9款消防費、1項消防費、消防用車両整備事業負担金の翌年度繰越額は1億9,576万9,000円であります。野辺地消防署に配置する車両であり、北部上北広域事務組合の負担金であります。

同じく消防費、消防団車両更新事業の翌年度繰越額は3,330万3,000円であります。第2分団車両を更新する事業です。

次の11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、さけますふ化場外壁補修工事は、昨年12月8日に野辺地町で震度5強を観測した地震により損傷があった施設の復旧ですが、令和7年度内に完了し、翌年度繰越額はありません。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、町立体育館災害復旧工事の翌年度繰越額は100万円であります。同じく昨年の地震による損傷への対応になりますが、年度内に工事が完了しないため、繰越いたしました。

同じく、文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費ですが、令和7年度内に完了し、翌年度繰越額はありません。

同じく、文教施設災害復旧費、中央公民館2階内壁補修事業の翌年度繰越額は375万円であります。年度内に事業が完了しないため、繰越いたしました。

11款災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、役場庁舎災害復旧工事の翌年度繰越額は500万円であります。

総額は一番下の計になりますが、繰越限度額5億5,985万9,000円に対し、翌年度繰越額は5億2,850万8,000円であります。

以上ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第1号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） おはようございます。事業の繰越しに伴っての事業費の繰越しということですが、この繰り越された金額というのは、事業は令和8年度に実施するにしても、事業費自体、財源は令和7年度の財源ということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 今ご質問されたとおりで、国の補助金など、あるいは地方債についても7年度分として一度手続をした上で、その財源と一緒に繰り越しておりますので、それぞれ国も地方債も一般財源も前年分から繰り越して使用いたします。

○議長（岡山義廣君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎報告第2号 令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について

○議長（岡山義廣君） 日程第2、報告第2号 令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） それでは、議案書5ページをお願いします。

報告第2号は、令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人野辺地町観光協会予算について報告するものであります。

別冊予算報告書でご説明いたします。1ページをお願いいたします。令和8年度の事業計画は、本ページに記載している1から16までの事業を主に実施することとしております。

2ページをお願いいたします。収支予算書についてご説明いたします。収支予算書につきましては、1ページ目の主なる事業等を実施するための予算となっております。予算書の説明は、主なる科目についての説明とさせていただきます。収支予算書左上、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）、経常収益の事業収益は、P Rセンター売店のほか、外販などでの販売売上げで784万円を見込んでいます。各地で開催されるイベントへ町のP R外販に行く機会が増えることなどを想定し、前年度比65万円の増収を見込んでおります。

受取補助金等3,021万円は、町からの補助金で、職員の給与費のほか、祇園まつり実行委員会に係る補助金が550万円、新規となる特産品等P R事業補助金が266万3,000円で、前年度比587万円の増となります。特産品P R事業については、けつめい茶の認知拡大とブランド化に向けたP R用の資材作成、新たな商品開発等となっております。

3科目下の雑収益70万7,000円は、受託事業に係る請負手数料が主なるものです。

3科目下の受託料は、地域おこし協力隊コーディネート業務の受託料で、今年度は地域おこし協力隊（観光部門）の1名分で550万円となり、昨年度の2名から1名の受託となったことで、前年度比489万6,000円の減となりました。

経常収益の計は5,291万8,000円となり、前年度比197万3,000円の増となります。

(2)、経常費用についてご説明申し上げます。事業費の総額は3,479万1,000円で、前年度比51万6,000円の減となっております。

給料手当555万2,000円は、売店に係る人件費のほか、地域おこし協力隊の報酬に係る経費も含まれた額となっており、地域おこし協力隊の報酬が1名分となったことで、前年度比276万円の減となります。

2段下の旅費交通費10万円は、地域おこし協力隊の活動に要する旅費で、2段下の消耗品費313万5,000円は、春まつり等の各種事業及び売店の運営に係る消耗品費となっており、春まつりのオープニングイベント等に経費の増加が見込まれることから27万4,000円の増となります。

3段下の広告宣伝費113万8,000円は、春まつりや祇園まつり等の事業に係る広告宣伝、次の段の運行費260万9,000円は祇園まつりに係る誘導員、音響等に係るものです。

8段下からの頭に「P R」と記載された各科目は、P Rセンターの一部管理に伴う経費となっております。

次の仕入424万8,000円は、売店会計や各種イベントへ出展するために、販売商品の仕入れに要する経費となっております。

4段下の繰出金は、各会計調整のための繰り出しとなります。

7段下の管理費の総額は1,848万5,000円です。観光協会職員の給料をはじめとする管理運営の経費となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス35万8,000円となっておりますが、このマイナス分については、2、経常外増減の部に記載しております一般正味財産期首残高、いわゆる前年度からの繰越金350万7円を本年度の経常収益に充て、一般正味財産期末残高を314万2,007円としております。

最後の段、Ⅲ、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の314万2,007円と町からの出資金である指定正味財産期末残高300万円の合計額となる614万2,007円となっております。

3ページは、ただいまご説明いたしました予算書の内訳表となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 2号は報告事項であります。質疑があれば許可します。質疑ありませんか。

6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 観光協会、法人化される前と現在では予算規模がどのぐらいの変動があるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） その当時のものの資料が手元にございませんので、後ほどご回答したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 事業計画の中で13番、のへじ祇園まつりの全体反省会とあるのですが、これは実行委員会だけの反省会を考えているのですか、それともまた別な形での会議を考えておられますか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） 13番の祇園まつり全体反省会ですけれども、実行委員会での反省会を考えております。

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 主催者側の理事会があると思うのですけれども、祇園まつりを何とか未来に向けて残していきたいという思いがあるのですが、実行委員会だけではなくて、観光協会の理事会の方々と幅広く意見交換をして、いい知恵を生み出していきたいなという思いがあるのですが、その辺はいかがですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） 今後、理事会の場で話ができるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 上から10段目ぐらいの野辺地町からの町の補助金なのですけれども、令和7年度から比較して320万円余り増額されています。もしかしたら、ちょっと説明を聞き逃したかもしれないのですが、こういった理由でこの320万円余りの増額をしたのか教えていただきたいです。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） お答えします。

補助金の増額の主なものになりますけれども、大きなものでいきますとPR事業補助金を今年度から行って交付しております。こちらは、けつめい茶の認知拡大とブランド化に向けたPR用の資料作成、また新たな商品開発等となっております。ほか人件費等になります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

◎承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号））

○議長（岡山義廣君） 日程第3、承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令

和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正について、副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 承認第3号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）であります。

教育相談室の設置について、事業費の確定に伴い地方債限度額の変更が必要になったことと、子育て応援手当支給事業について、令和8年度においても支給する必要があることから、3月31日付で専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に変更はありませんが、歳入において一部を組み替える補正をいたしました。

7ページをお願いいたします。歳入の下の方になりますが、21款町債、1項7目1節、教育相談室設置事業に100万円を追加し、その上の18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金を100万円減額して、予算総額に変更がないように調整をいたしました。

次に、3ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正は、追加が1件であります。3款民生費、2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業は、完了が令和7年度中に間に合わない見込みになったことから繰越したものでございます。

4ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、変更が1件であります。教育相談室設置事業は、事業費の確定に伴いまして過疎対策事業債のソフト分を発行可能上限額まで活用するために、限度額を470万円から570万円に変更をいたしました。

その他の条件である起債及び償還の方法、利率に変更はございません。

以上でございます。ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税
条例の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第4、承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

会計管理者から説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（木明 修君） 承認第4号についてご説明いたします。

議案書11ページをお願いいたします。承認第4号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

12ページをお願いします。地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町町税条例において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和8年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

13ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、野辺地町町税条例の一部を改正する条例であります。改正は、国から示されたモデル条例に基づき行っておりますことから、法改正等による条、項のずれや、条文の整理的な改めの説明は一部省略し、主な概要を説明いたします。

改正点の主なものについて、新旧対照表でご説明いたします。38ページをお願いいたします。表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第18条の3は、納税証明事項の規定で、軽自動車税に係る環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に名称変更するものです。

なお、これ以降の環境性能割の廃止に伴う種別割を軽自動車税に名称変更するなど、同様の説明は一部省略させていただきます。

40ページをお願いします。第34条の7は、寄附金控除に係る規定で、復興特別所得税の課税期間の10年延長及び防衛特別所得税の創設に係る法改正に併せて所要の改正となります。

43ページをお願いいたします。中段の第36条の3の3は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しによる法改正に併せて所要の改正となります。

46ページをお願いいたします。中段の第63条は、固定資産税の免税点に係る規定で、法改正に併せて家屋を30万円に、償却資産を180万円にそれぞれ引き上げ、令和9年度以降の固定資産税に適用します。

47ページをお願いいたします。第81条は、軽自動車税のみならず課税の規定で、法改正に伴い、第3項及び第4項を削除するなど所要の改正となります。

48ページをお願いいたします。第81条の3から次ページの第81条の8までは、軽自動車税、環境性能割の廃止に伴い削除します。

55ページをお願いします。附則第6条は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定で、適用期間の「令和9年度まで」を「以後」に改めます。

下段の附則第7条の3は、法改正により削除いたします。

56ページをお願いします。表の中段、右側の附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入等特別税額控除に関する規定で、法改正により適用期限を「令和20年度」から「令和25年度」に延長するなどの見直しを行い、同条を附則第7条の3とします。

58ページをお願いします。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法改正により適用期間を「令和9年度」から「令和12年度」に延長します。

62ページをお願いします。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に関する規定で、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに対する特例措置を拡充する法改正に併せて所要の改正となります。

66ページをお願いいたします。下段の附則第10条の5の新設は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例に関する申告等の規定の新設で、この特例は、例として能登半島地震による家屋を滅失または損壊した所有者が、被災した家屋に代わる家屋を野辺地町に新たに取得した場合に、家屋の固定資産税のうち、被災した家屋と同じ床面積相当分を一定期間減額する特例措置のことで、この条では申告等に係る規定を新設いたします。

69ページをお願いします。下段の第15条の2から2ページ先の第15条の6までは、軽自動車税、環境性能割の廃止に伴い削除します。

72ページをお願いします。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、第2項において、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない軽自動車の税率を軽減する特例措置の適用期間を令和10年3月31日まで延長するなどの改正となります。

78ページをお願いします。中段の附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、第1項及び第2項において、適用期限を「令和8年度」から「令和11年度」まで延長する改正を行います。

また、次ページ下段の第4項の新設は、譲渡をした土地等が、その譲渡したときにおいて地滑り防止区域、急傾斜地崩落危険区域内等にあるときは、本特例措置を適用しない規定を定めるものです。

82ページをお願いいたします。附則第19条の3の新設は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る

個人の町民税の課税の特例に関する規定で、総合課税から申告分離課税に変更されるなど、制度の見直しに伴い新設となります。

89ページをお願いいたします。附則第5条による平成26年に定めた野辺地町町税条例の一部を改正する条例の一部改正で、第6条において、軽自動車税種別割の名称変更に伴う改正を行います。

議案書32ページにお戻り願います。附則第1条で、本条例の施行期日を令和8年4月1日からとしておりますが、第1条第1号から第4号に掲げるものにつきましては、施行する日をそれぞれ定めております。

なお、第4号に規定しております金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律において、法律番号が空白となっておりますが、法律が公布され次第、速やかに告示することとしております。

33ページの附則第2条から3ページ先の附則第4条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第5、承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

議案書91ページをお願いいたします。承認第5号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分をいたしましたのは、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

92ページに専決理由を記載しております。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和8年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行ったものであります。

主な改正について、新旧対照表でご説明いたします。103ページをお願いいたします。第1条関係では、平等割額を1万円減額したことに伴い、特定世帯及び特定継続世帯の各軽減区分の賦課金額を改めております。

106ページをお願いいたします。第2条第2項では、基礎課税分の限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げ、第5項では、子ども・子育て支援金分の限度額を「3万円」に設定いたしました。

108ページをお願いいたします。第11条の2から同条の5まで、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う規定の新設であります。具体的には、子ども・子育て支援金分の所得割率を0.29%、均等割額を1人当たり1,300円、18歳以上の被保険者に係る均等割額を1人当たり50円、平等割額を1世帯当たり800円とそれぞれ定めるものであります。

109ページ以降につきましても、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う条文の整備を行っております。

附則につきましても、第1条の規定は令和7年4月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、承認第5号についてご説明申し上げました。ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（岡山義廣君） 日程第6、承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 承認第6号、介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書123ページをお願いします。承認第6号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

議案書124ページをお願いします。令和7年度の税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことにより、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月17日に公布されました。

これに伴い、野辺地町介護保険条例において所要の改正が必要となりましたが、令和8年4月1日からの施行に向けて、国による具体的な準拠基準の提示時期との兼ね合い及び円滑なシステム移行と事務処理の正確性を期すための期間を確保する必要があったことにより、緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。議案書128ページをお願いします。附則に、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免、第8条を追加いたしました。

内容を要約いたしますと、令和8年度の65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の算定は、本人及び世帯員の令和7年の住民税の課税状況を受けて行いますが、算定の際に、税制改正前の所得段階別介護保険料の段階が、この税制改革に基づく給与所得控除を適用した所得段階と比べて高いときに保険料を減免する特例減免を行うものであります。

なお、この特例減免に係る保険料の納付義務者の申請を要しないこととします。

以上、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎議案第26号 令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第26号 令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費、地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 議案第26号は、令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号）であります。お手元の別冊予算書で説明いたします。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,200万円を追加し、予算の総額を84億400万円としました。

それでは、歳入の主なるものについて説明いたします。12ページをお願いいたします。11款分担金及び負担金、2項負担金、3目1節の学校給食費個人負担金（現年度分）56万2,000円は、今議会に給食費に係る改正条例案を提出しておりますが、7月1日から1食につき40円アップした場合の給食センター職員、教員及びスクールサポーター等の分の個人負担金の増額になります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節総務管理費補助金の情報システム運用最適化支援事業費は、情報システムの標準化・共通化に伴い上昇した地方自治体の経費に対する補助金で、4,322万2,000円を増額いたしました。

5節地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業費補助金は、県予算を経由した歳入であることが判明しましたので、科目変更するもので、こちらからは150万円を減額して、この後説明します県支出金のほうに同額増額いたします。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の2節電源立地地域対策交付金の合わせて239万9,000円の減額及び3節核燃料物質等取扱税交付金の合わせて1,687万9,000円の増額は、それぞれ県からの交付決定等により増減調整したものです。

4節企画費補助金の子どもを産み育てやすい環境づくり強化事業費は、先ほど説明しました国庫支出金からの科目変更による移動分の150万円にあおもり出会いサポートセンター事業分として内

示があった3万1,000円を加え、153万1,000円計上したものです。

6目1節教育費補助金の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金630万円は、給食費の単価アップに対応した補助金の増額分になります。

13ページに参りまして、2節中学校費補助金にあります2つの補助金合わせて145万4,000円は、歳出に出てくる中学校への多機能電話機設置に対する補助金になります。

下段の16款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、3件合わせて1,690万円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積立て、活用させていただきます。

14ページをお願いいたします。17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の財源調整のためのもので、6,912万5,000円を減額いたしました。

9目1節農山漁村活性化基金繰入金は、農業や水産業などに関わる事業の財源として繰り入れるもので、1,979万9,000円を計上いたしました。充当先としては、水産業緊急対策費に1,500万円、農業振興事業250万円、新規就農者等の機械導入支援事業などに230万円を予定しております。

19款諸収入、5項3目2節雑入のコミュニティ助成事業助成金は、申請していた3件の事業のうち下袋自治会の備品整備事業の160万円、中道ふれあい公園遊具設置事業の1,000万円の2件が不採択となったことから、1,160万円減額いたします。その下の市町村振興協会見舞金50万円は、この冬の大雪に対する見舞金が令和8年度に収入になりましたので、計上いたしました。

20款町債、1項1目1節総務債の財務会計システム改修事業は、今回の歳出の補正で新たに基幹システムの改修が加わった分の40万円を増額し、結果複数のシステムを改修することになったため、名称も改めるものです。

4目1節商工債、観光物産PRセンター改修事業は、エアコンの設置を対象としたものですが、県との協議の結果、地方債の対象外事業となったため、900万円全額減額しました。なお、歳出のほうで工事は実施予定です。

5目土木債、1節道路橋りょう債の町道整備事業は、歳出で新たに1路線の道路整備を計画したことなどにより、1,580万円増額しました。橋りょう長寿命化補修事業の530万円の増額は、国庫補助金の内示の減額分を補うものです。

3節都市計画債の公園遊具更新事業は、コミュニティ助成事業助成金の内示に伴い、中道ふれあい公園遊具設置事業の分750万円を全額減額いたします。

6目1節消防債、消防団屯所事業は、歳出の工事費などの増額に対応する増額になります。

15ページに参りまして、7目1節教育債の教育相談室設置事業及びスクールサポーター設置事業は、過疎対策事業債のソフト分の限度額が示されたことから、それぞれ増額いたします。有戸地区学習等供用センター改修事業は、歳出の工事費の増額に対応する増額分となります。

続いて、歳出の主なるものについて説明いたします。歳出の各項目にわたり、職員の人事異動な

どによる職員給与費等の増減分を計上しておりますが、各項目での説明を省略させていただきます。
なお、一般会計の総額で2,614万3,000円の減額となっております。また、旅費についても、3月の旅費条例の改正に対応した精査などにより、主に駐車料金相当の少額を歳出各項目に計上しておりますが、そちらでの説明も省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。1款1項1目議会費の8節旅費及び13節委託料の増減は、公務員の方を議会改革アドバイザーとして委嘱したことにより、議会研修実施業務の委託料が不要となり、66万円を減額した一方、来町するための旅費が必要となりましたので、26万8,000円を追加するものです。

2款総務費、1項1目一般管理費、1節、3節及び4節に計上していた非常勤運転技能員の報酬などは、当初は会計年度任用職員を1名任用する予算でしたが、専門員を充てることとし、合わせて476万1,000円減額いたしました。

2枚めくって、下の21ページをお願いします。21ページ2段目の3款民生費、1項7目障害福祉対策費、12節委託料の障害者福祉システム改修業務39万6,000円は、2月に公表された今年度の改定に対応するためのものです。

9目重度心身障害者医療対策費、12節委託料の重度医療費等管理システム改修業務101万2,000円は、特定親族特別控除の新設に対応するために医療費関係の3つのシステムを改修するものです。

1ページ飛んで、23ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進センター費、14節工事請負費のエアコン改修工事250万円は、現在故障しているもののうち、診察室などに設置している4台を更新するものです。

2項清掃費、中段の3目ごみ減量化推進対策事業費、10節需用費の消耗品費896万3,000円は、最近在庫が減少している町指定ごみ袋について、必要数量を確保するために追加するものです。

24ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、12節委託料の狩猟ガイドブック製作10万円は、鳥獣対策分野の地域おこし協力隊が啓発活動を目的に各種イベントで使用するなどを想定し、猟友会横浜支部に100冊程度製作依頼するものです。

7目農地費、10節需用費の修繕料39万円は、雪解け後に判明した農業振興施設のガラス破損の修理をするための費用になります。

25ページに参りまして、7款商工費、1項3目スキー場費、10節需用費の修繕料23万7,000円は、あったかハウスのホームタンクなどの交換、修理の費用になります。

26ページをお願いいたします。中段の8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、10節需用費の修繕料500万円及び14節工事請負費の町道改良工事1,400万円は、第80回国民スポーツ大会青の煌めきあおもり国スポ開催に関わる宿泊施設周辺の町道について、路面の修繕と改良工事を行うため追加いたしました。

5 項都市計画費、2 目公園管理費、14 節工事請負費の中道ふれあい公園遊具更新事業は、歳入で説明しましたように、コミュニティ助成事業不採択による減額になります。

27 ページに参りまして、9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費、11 節役務費の確認申請等手数料 2 万 2,000 円、12 節委託料の第 2 分団屯所新築工事監理業務 111 万 6,000 円及び 14 節工事請負費の第 2 分団屯所新築工事 700 万円の追加は、建築資材の高騰や納期の遅れに対応した工事費などの増額になりまして、この後改めて説明いたしますが、第 2 分団屯所新築事業について繰越明許費を設定いたします。

28 ページをお願いいたします。28 ページの下から 2 番目の行になりますが、10 款教育費、2 項小学校費、4 目学校施設費、12 節委託料の支障木伐採業務 17 万 6,000 円及樹木診断業務 160 万円は、今年 4 月の強風により小学校 2 校の校地内の木が倒れたこと、また昨年 11 月の強風による倒木で民間の倉庫の屋根を破損させ賠償した事例があることから、樹木を診断して適切に管理するため計上いたしました。

29 ページに参りまして、3 項中学校費、1 目野辺地中学校費の 1 節、3 節、4 節に計上した非常勤勤務員の報酬、手当など合わせて 229 万 7,000 円は、正職員に代えて配置するための費用であります。

3 目学校施設費の 17 節備品購入費の多機能電話機 220 万円は、学校における通話録音・告知機能導入促進や、学校における働き方改革推進のための環境整備支援に係る県補助金を活用して、自動音声対応や通話録音機能を有する電話機に更新するための費用であります。

30 ページをお願いいたします。4 項社会教育費、3 目文化財保護費の 12 節委託料、支障木伐採業務 110 万円は、昨年 11 月の強風で倒木があった戊辰戦争史跡内にある今後倒れるおそれのある樹木を伐採するためのものです。また、その下になりますが、行在所庭園樹木剪定業務 160 万円を計上いたしました。

4 目中央公民館費、10 節需用費の修繕料 57 万 8,000 円は、雪害等による修繕を多く実施したことにより、今後不足が見込まれるための補填の措置になります。

12 節委託料の支障木伐採業務 74 万 3,000 円は、公民館の周りにある今後倒れるおそれのある樹木を伐採するためのものです。

5 目馬門公民館費の 10 節需用費の修繕料 55 万円は、調理場及び屋外手洗い場の排水溝などの詰まりを改善するためのものです。

31 ページに参りまして、8 目有戸地区学習等供用センター費、14 節工事請負費の外壁塗装改修工事は、当初予算で 1,300 万円計上しておりましたが、塗装工事価格の上昇により不足が生じる見込みのため、400 万円追加するものです。

5 項 1 目保健体育総務費、1 節報酬、非常勤事務員は、国民スポーツ大会ハンドボール競技会に

従事する会計年度任用職員の時間外勤務分として33万9,000円計上いたしました。

12節委託料の懸垂幕製作・設置業務20万円は、当町の選手が各種大会で活躍した場合などに、速やかに掲出できるよう計上いたしました。

18節負担金補助及び交付金の青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会102万8,000円は、会場周辺等の夜間や雨の対策費用などを追加するものです。

3目体育館費、10節需用費の修繕料には、トイレ漏水に対応する19万8,000円を計上し、12節委託料の掲示板設置業務50万2,000円は、当日や今後のイベントを告知するための掲示板を新たに設置するものです。

4目運動公園費、10節需用費の修繕料82万1,000円は、公園内のベンチ交換に要する費用で、12節委託料の花壇整備業務88万6,000円は、花壇内の除草や低木の剪定、整形を行うためのもの、その下の14節工事請負費48万7,000円は、夜間の安全を確保するための外灯改修工事になります。

32ページをお願いいたします。5目サンビレッジのへじ費、10節需用費の修繕料8万6,000円及び6目まかどスポーツセンター費、10節需用費の修繕料32万7,000円は、5月の強風、その他の被害により破損した窓ガラスを修理する費用です。

7目学校給食費共同調理場費、10節需用費の賄材料費393万7,000円は、適正な学校給食の提供に支障を来さないように、7月から1食につき40円増額するためのものです。

8目えぼしグラウンド費、12節委託料の転圧等管理業務は、砂ぼこり対策のために転圧回数を増やすことを目的に、当初予算で計上していた31万7,000円に、今回67万3,000円追加するものです。

13款諸支出金、1項基金費、3目24節学校建設基金積立金は、指定寄附金分を34万円、令和7年度に繰り入れた分の精算を11万5,000円積み立てるものです。

33ページに参りまして、3つ目の10目24節農山漁村活性化基金積立金は、指定寄附金分1,650万円、令和7年度に繰り入れた分の精算を152万3,000円積み立てるものです。このページのその他の基金積立金も同様に、指定寄附金分と前年度精算分を積み立てるものになっております。

14款1項1目99節の予備費は、この春の人事異動に伴う会計年度任用職員の任用や、強風への対応や対策などのため、既に200万円余りの充用があったことから、222万1,000円を計上して補填するものです。

予算書6ページにお戻り願います。6ページの第2表、繰越明許費補正について説明いたします。9款1項消防費の第2分団屯所新築事業は、浜町、八幡町、新道、新町地区を受持ち区域とする消防団第2分団の屯所新築事業であります。建築資材の納期の遅れなどの要因で、令和8年度中に事業完了しないおそれがあることから、歳出で説明しましたように、工事費に700万円追加するなどの措置をした上で、繰り越す金額を4,946万3,000円と設定するものです。

次に、7ページから9ページまでの第3表、地方債補正は、追加が1件、変更が6件、廃止が3件

であります。歳入で説明いたしましたが、新たな町道改良工事の追加や各工事費の増額、内示があった補助金額への対応、県との地方債協議の結果などにより、それぞれの事業に充当する地方債の限度額を追加、変更、廃止するものになります。その他の条件である起債及び償還の方法、利率に変更はございません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 24ページの6款3目農業振興費、これは昨年より1,172万1,000円ほど増額になっておりますが、この増額分の内訳を再度説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） お答えします。

増額分に関しては、今年度4月に地域おこし協力隊2名を委嘱し、その方の報酬費と活動費が主な増となっております。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 8ページです。スクールサポーター設置事業、変更で3,000万円となっておりますが、変更の中身について教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

この金額の中身でございますが、スクールサポーター報酬、これは小中学校のスクールサポーター、そして職員手当、社会保険料、費用弁償を合わせた金額となります。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 今回補正の増減についての補足をいたします。

もともと当初予算から今学校教育課長から言われた経費を盛られておりましたが、地方債のうち過疎債のソフト分というのは上限額というのがあります。今回それが3,800万円と示されたことから、当初予算で留保していた分に、それから見て余裕が出ましたので、今回地方債の限度額を上げておりますが、歳出のほうは特に今言った経費は増やしておりませんので、ご理解をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 31ページの3目体育館費の掲示板設置業務なのですが、場所はどこですか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

掲示板設置場所ですけれども、前に県道が走っておりますけれども、県道からも見える位置ということで花壇の場所に、その花壇につきましては体育館を向いて一番左側、要するに県道から駐車場に入る道路の一番角というのですか、そこの部分に設置する予定であります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） サイズはどのぐらいになるのですか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

サイズは縦が90センチ、横が180なので、役場の前の掲揚塔の隣に告示板があると思うのですけれども、あのガラス面とほぼ同じ大きさのサイズになります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 14ページ、町債の観光物産PRセンター改修事業で900万円減額になっているのですが、これは一般財源になるということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今ゴールドウイークくらいの県との起債協議の際には、ビルトインタイプのエアコンでない場所が移せるエアコンに関しては起債の対象にならないといったことで、次の財源を考えておりますが、当面は一般財源で充てる予定としています。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 次に27ページ、工事請負費、第2分団屯所新築工事で700万円、これ増額になっているのですけれども、前でも高いと思ったのですが、この700万円を追加した後の坪単価はどのぐらいで積算したのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

今回計画しております第2分団の屯所ですが、63平米を予定しておりまして、増額後の坪単価に当たっては246万2,000円余りという形となります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今野辺地で住宅を建てるところが、やめる方が多くなっていると思うのですけれども、この分団の工事は入札になると思うのですけれども、どういう形で入札する予定なのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

通常の建設工事と同じような形で、入札は行いたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） この入札に当たっての要望なのですが、副町長、指名審査会の会長に要望なのですが、建築業は今かなり厳しい状態が続いているので、町内の建築業者、今何者いるか分からないのですが、下も含めてある程度の業者を多数入れて入札をやっていただけないでしょうか。要望で終わります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 13ページの教育費県補助金のところで、中学校費補助金の学校における働き方改革推進のための環境整備支援事業というのはどういうものなのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

歳出予算の中学校費に通話録音・告知機能の電話を導入するということで予算を計上しておりますが、多機能の電話機を導入することにより、外部からの苦情ですとか不当な要求、この辺の抑止効果があるということがまず1つ。また、学校では、現在、勤務時間外の電話対応も行っていますが、今後は、多機能電話のアナウンスによって、勤務時間内に対応する方向で行いたいと考えています。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 26ページの8款土木費、道路新設改良費の中の14節、町道改良工事ということで1,400万円計上しています。これは、場所はどちらのほうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（古林輝樹君） スキー場の先にある亀の井ホテルさんの手前のところになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 13ページです。指定寄附金についてお伺いします。

1件は名前が記載されておりますが、その他2件で1,660万円ということですが、どなたが寄附されたかというのは、もし教えていただけるのであれば教えていただきたいのと、1,660万円の内訳、2件、幾らと幾らなのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

公表は望まないということですので、ご容赦いただきたいと思います。

内訳につきましては、1件が10万円、もう一件が残りということになります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） それぞれ目的に合わせて使われるということで、1件1,650万円は農山漁村活性化基金に積み立てられていると思います。寄附した方の目的というのは、こういった目的だったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

議員ご案内のとおり、農林漁業の健全な発展に寄与する事業に活用してもらいたいという趣旨でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、同じ質問ですか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 31ページです。有戸地区学習等供用センター費について、先ほど説明で外壁塗装改修工事の塗装材料等の値上げによる追加だということで説明をいただいたと思うのですが、材料費の値上げは、値上げ幅何%ぐらいなのでしょう。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣君、この値上げ幅というのは、資材の値上げ幅なのか、あとはその工事に対しての在庫との値上げ幅なのか、どちらのほうでよろしいですか。値上げ幅、材料費ですか、それとも在庫との値上げですか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 材料費の値上げ幅です。

○議長（岡山義廣君） 材料費の値上げ幅をどうぞ。答弁してもらえればいいと思います。

社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

令和7年度にやりました設計図書の単価でお知らせいたします。一部の材料になりますけれども、単価1平方メートル当たり440円で来ていたものが、8年度の単価入替で500円というものがありますし、また別なものにつきましては660円から750円というような形で、それぞれ上がっている現状にあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 6ページです。繰越明許費、第2分団屯所新築事業についてなのですが、説明の中で資材の納期の遅れ等によって翌年度に繰り越すという説明があったと思います。納期の見通しは立っているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

現時点では、納期は年度内には可能であるとはお聞きしておりますが、今後の情勢等によっては納入が厳しい場合が想定されるということでしたので、繰越明許費を設定させていただいているということになります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 23ページの3目のごみ減量促進対策事業費なのですが、これはごみ袋と言われたのですが、何枚ぐらいで、確実に入ってくるということでよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） まず年度明け、4月頃に参考見積りのほうをいただいて、当初予算よりも2倍とか3倍の値段でいただいたもので、今回6月の補正で890万円ほど増額いたしました。ですが、今月中にまず契約の見通しがつきましたので、当初の予定枚数を何とか確保できるようになっておりますので、ご報告いたします。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 枚数は、具体的には。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） 枚数であります。ごみ袋の大きが40万枚、小が12万枚の予定であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。31ページ、10款5項1目18節、国スポ野辺地町実行委員会の負担金のところなのですが、5月18日の全員協議会で検討中の項目が幾つか挙がっております。これ方向性は決まっているのかをお聞きしたいです。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

5月の全員協議会で検討中と話をさせていただいたものが数点あります。青いタオルを応援者に配布するということを検討しておりますという件につきましては、青いタオルを3,000枚作りまして、2,000枚を応援者に配布と、残りの1,000枚は町内の小中学生、それから議員の皆様方や協力していただいた皆様方に配布するということで3,000枚作る予定にしております。

それから、熊対策につきましては、運動公園駐車場から野辺地高校第1体育館までシャトルバスを運行するということにしました。あとは、運動公園野球場の放送施設を使って国スポのテーマを流すとか、そういうような熊対策も引き続き検討しているところであります。

あと、町民のボランティアにつきましては、会期中のボランティアを集めることはいたしません。が、運動公園の整備のために8月上旬に町民のボランティアを募るということで、広報のへじ7月号にご案内を差し上げております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） もう一つ、会場での大型モニターの設置と試合の配信、1回戦から準決勝までというのも検討中だったので、決まっていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。ライブ発信につきましても、9月4日1回戦から9月6日までの準決勝を町の実行委員会の予算で外部配信することにいたしました。あわせて、試合と試合の間に町のPR動画も制作して流すことで今進めております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 青色のタオルの件なのですが、先ほど3,000枚のうち2,000枚を応援で使用してもらうということで答弁もらったのですが、野辺地高校の体育館でやる全試合は14試合あります。そこで体育館200、モニターのところは100というところと300席、これを14試合というところと延べ4,200席になります。ここで応援用に2,000枚しか用意しないというのは、ちょっと疑問に思う点がありまして、来校者、観戦者には応援に青いタオルを活用してもらうということで、観戦者全員に青いタオルが行き渡らないと、半分ぐらいでは全然青くならないのではないのでしょうか。ここはもう少し検討、もう一度検討する余地はないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず3,000枚の青いタオルを作るに至った経緯につきましては、既存の予算の範囲内で、一部作るものを数量を減らしてそちらに回したと、いわゆる予算の中でできる限りの枚数を作るということをやったものであります。

議員おっしゃるとおり、計算上はそういうふうになるかもしれませんが、実際どれぐらい入るかというのも読めないところもありますし、案内の段階で、この青いタオルにつきましては数に限りがある旨も周知しながら配布しようかなという今のところは考えを持っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 大湊議員と同じ青いタオルに関してなのですが、大会に参加する選手とか、そういったよそから来られる方々、選手は対象になっているのですか。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（長根一彦君） お答えいたします。

参加選手につきましては、青いタオルではなくて、マフラーとかトートバッグ、また別なものを準備させてもらってありましたので、青いタオルは対象外としております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 29ページの野辺地中学校費のところの職員手当なのですが、まず減額になっているのですが、これは正職員にしたから減らされているということなのか。そこをもうちょっと詳しく……

〔「非常勤」の声あり〕

○4番（村中玲子君） 非常勤。すみません。

ちょっともう一回いいですか。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 32ページの7目学校給食共同調理場費のここの職員の手当も減っているのですけれども、なぜ減っているのか、お聞かせいただきたいです。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘峰夫君） 当方で予算の見積書を頂いている、把握している点についてお話しします。

中学校費に関しては、正職員の方が退職されて非常勤の方と入替えになっておりますので、それぞれ報酬が増えて手当が減っているかと思えます。

給食センターについても、人事異動で、その異動した職員の差の分、手当が減っているというふうに見積書になっております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前１１時１０分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎答弁の保留分について

○議長（岡山義廣君） 先ほどの戸澤議員の質疑について保留していた内容について答弁させます。
産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） 報告第２号において、戸澤議員からの質疑に対し、答弁を保留していましたので、お答えします。

観光協会の平成25年度決算額4,508万3,000円、令和８年度予算額は5,291万8,000円ですので、差額は783万5,000円の増となっております。

増の主な理由としましては、人件費となっております。よろしくお願いします。

◎議案第２７号 令和８年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（岡山義廣君） 日程第８、議案第27号 令和８年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第27号 令和８年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ251万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億556万6,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。５ページをお願いいたします。３款国庫支出金、１項２目社会保障・税番号制度システム整備費では8万3,000円を増額しております。これは、マイナ保険証と資格確認書の取扱いに関し、再度周知、広報を行うよう要請があったため、周知用チラシの製作費に充てるものであります。

６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、４月の人事異動に伴う差額調整分として、職員給与費繰入金を259万5,000円減額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。６ページをお願いいたします。１款総務費、１項１目一般管理費は、４月の人事異動に伴い、２節から18節までを合わせて259万5,000円減額しております。

続いて、4 項 1 目趣旨普及費は、歳入で説明いたしましたチラシの製作費として 8 万 3,000 円を増額しております。

次に、8 款諸支出金、1 項 3 目償還金は、令和 7 年度に実施しましたマイナンバーカードと健康保険証一本化に伴う周知広報事業の精算をしたところ、国庫補助超過交付額となったため、6 万 1,000 円を増額しております。

9 款予備費は、財源調整のための減額であります。

以上、令和 8 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号 令和 8 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岡山義廣君） 日程第 9、議案第 28 号 令和 8 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第 28 号 令和 8 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万 5,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,850 万 2,000 円といたしました。

〔「桁が違う」の声あり〕

○町民課長（五十嵐洋介君） 失礼いたしました。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万円

を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,850万2,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節事務費繰入金は、4月の人事異動に伴う人件費と徴収費の事務費を差し引いて15万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、4月の人事異動に伴う人件費として、2節から18節までを合わせて57万2,000円減額いたしました。

続いて、2項1目徴収費は、納入通知書に同封する書類が標準化に伴い枚数が増加したため、42万2,000円を増額いたしました。

以上、令和8年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第29号 令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第29号 令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に歳入歳出それぞれ503万9,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,049万7,000円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。5 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は72万円の増額となります。これは、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者が見込みより増加したことによるものです。

同様に、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金97万2,000円も同様となります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金を介護給付費準備基金積立金利子の金利の引上げを見込んで67万1,000円を増額いたしました。

7 款2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は104万5,000円増額いたしました。これは、介護保険料により賄うべき項目に基金を繰入れしていることから、補正により財源調整したものです。

続いて、歳出の主なるものについてご説明いたします。8 ページをお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を42万3,000円増額いたしました。これは、4 月の人事異動による人件費に係る減額に加え、12節委託料にシステム改修を2 件計上いたしました。これは、令和8 年6 月と8 月の介護報酬の改定などに対応するためのものであります。

5 款諸支出金、2 項償還金及び還付加算金、1 項保険料還付金に24万6,000円を増額いたしました。これは、お亡くなりになった被保険者の相続人への保険料の還付の際に、還付先となる相続人の届出に係る期間が延長の傾向にあり、昨年度内に届出がされなかったケースが増えていることによるものであります。

以上ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡山義廣君） 日程第11、議案第30号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

課長。

○建設水道課長（古林輝樹君） それでは、議案第30号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正の、支出では1款1項営業費用の既決予定額2億5,426万4,000円を118万5,000円減額し、2億5,307万9,000円といたしました。

4項予備費は、500万円から財源調整のため118万5,000円増額し、618万5,000円といたしました。

2ページをお願いします。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となります。

支出では、職員給与費の既決予定額4,870万5,000円を118万5,000円減額し、4,752万円といたしました。

補正の内訳は、補正予算説明書でご説明いたします。10ページをお願いします。（1）、収益的収入及び支出の収入では、1款2項2目他会計負担金を9万4,000円減額いたしました。一般会計から人件費分を計上し、5目の雑収益に同額の9万4,000円を増額し、調整いたしました。

11ページをお願いします。支出では、1款1項4目総係費を118万5,000円減額いたしました。

1節給与、2節手当、5節報酬、6節法定福利費、8節退職手当組合負担金については、人事異動に伴う増減で、総係費の減額分を4項予備費で同額の118万5,000円増額し、調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案第31号 野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 議案書129ページをお願いします。議案第31号は、野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案であります。

133ページをお願いします。この条例案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関して必要な事項を定めるため提案するものであります。

130ページをお願いします。第1条は、趣旨の規定で、法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、職員の任期を定めた採用の規定で、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応するため、職員を任期を定めて採用することができるものであります。

131ページをお願いします。第3条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用の規定で、前条の業務に従事させる場合のほか、住民サービスの提供時間延長や繁忙時における提供体制の充実に対応する場合、また職員が修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇、育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない時間について採用することができるものであります。

132ページをお願いします。第4条は、任期の特例の規定で、業務終了時期が当初の見込みを超えた場合、またはやむを得ない事情がある場合に、当初の採用趣旨に反しない範囲で任期を延長することができるものであります。

第5条は、任期の更新の規定で、任期を更新する場合には職員の同意を得なければならないことを規定しております。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上が議案第31号についての説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案

○議長（岡山義廣君） 日程第13、議案第32号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案を議題とします。

学校教育課長から説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 議案第32号についてご説明いたします。

議案書135ページをお願いします。議案第32号は、野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案であります。学校給食物資の価格高騰に柔軟かつ迅速に対応するため、給食費の額の決定に関する権限を教育委員会規則に委任するよう、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容について、新旧対照表でご説明いたします。138ページをお願いします。第3条は、学校給食費の額を規定したものでありますが、第3条第2項中の「別表に定める額とする」を「教育委員会規則に定める」に改め、学校給食の試食を規定した第6条第2項中の「第3条第2項に規定する額」を「第3条第2項の規定により教育委員会規則で定める額」に改めます。

最後に、学校給食費の額を定めた別表を削ります。

この条例は、令和8年7月1日からの施行となります。

以上、議案第32号についてご説明申し上げました。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 教育委員会規則というのに定めるとのことなのですが、これはホームページの例規集等に載るものなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 例規集に掲載されます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号 財産の取得の件（タブレットパソコン購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第14、議案第33号 財産の取得の件（タブレットパソコン購入）を議題とします。

総務課長から説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高山幸人君） それでは、議案第33号についてご説明いたします。

議案書141ページをお願いいたします。議案第33号は、財産の取得の件であります。タブレットパソコン一式を取得するため、地方自治法及び関係条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

144ページの参考資料によりご説明いたします。取得する財産は、タブレットパソコン23台、キーボード、ケース、ペン、保護フィルム一式であります。使用場所は、役場庁舎内です。予定価格805万5,300円で指名競争入札を実施いたしましたところ、有限会社いさみやが737万円で落札いたしました。

以上、議案第33号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 財産の取得の件（草刈装置購入）

○議長（岡山義廣君） 日程第15、議案第34号 財産の取得の件（草刈装置購入）を議題とします。
建設水道課長の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（古林輝樹君） 議案第34号についてご説明いたします。

議案書147ページをお願いいたします。議案第34号は、財産取得の件であります。地方自治法及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の買入れとなることから、議会の議決を求めるものであります。

148ページをお願いいたします。取得する財産は、草刈装置1台です。取得価格は1,047万2,000円で、契約の相手方は十和田市大字三本木字稲吉13番52号、株式会社青工十和田支店、支店長、堀内健寿であります。

149ページをお願いいたします。参考資料となりますが、取得する財産の概要、150ページに入札の状況を掲載しております。

以上、議案第34号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） ちょっと教えてください。草刈装置というのは、装置であって、重機か何か
にアタッチメントをつけて使用するものかどうか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（古林輝樹君） お答えします。

町には歩道を除雪するロータリー車がありますけれども、その歩道除雪機のロータリー部分を外して、アタッチメントで取付けして草を刈る装置になります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第36号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第37号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第38号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第39号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第40号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第41号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第42号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

◎議案第43号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

○議長（岡山義廣君） 日程第16、議案第35号 野辺地町農業委員会委員の任命の件から日程第24、議案第43号 野辺地町農業委員会委員の任命の件まで一括議案とします。

町長から説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） それでは、議案第35号から議案第43号までは、野辺地町農業委員会委員の任命の件であります。

議案書151ページをお願いいたします。説明は一括でさせていただきます。農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることから、現委員6名の再任と3名の新任について議会のご同意をお願いするものであります。

議案書152ページをお願いいたします。初めに、再任の6名についてであります。議案第35号は福士重光氏を、続きまして156ページ、議案第36号は野田頭政子氏を、158ページ、議案第37号は二ツ森 均氏を、160ページ、議案第38号は高松 誠氏を、162ページ、議案第39号は田村敬一氏を、164ページ、議案第40号は魚住ゆり子氏を引き続き委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

次に、新任の3名についてであります。166ページをお願いいたします。議案第41号は荒谷清隆氏を、168ページ、議案第42号は大関 実氏を、170ページ、議案第43号は江刺家昭彦氏をそれぞれ新たに委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これからこの９件に対して一括で質疑を行います。質疑ありませんか。
８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） ９名の方が今選ばれましたが、候補者自体は全部で何名いらっしゃったのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） 農業委員に応募された方は１０名です。

○議長（岡山義廣君） ８番、中谷謙一君。

○８番（中谷謙一君） ありがとうございます。では、１０名のうちの１名は、まず人数の関係で外れたということですので、選考基準というのがあると思うのですが、基準に満たなかったということなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野 優君） 選考の内容につきましては公表されていませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから議案第３５号から議案第４３号までの９件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、これらに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号から議案第４３号までの９件は同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（岡山義廣君） 日程第２５、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第２６、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

これをもって令和8年第3回野辺地町議会定例会を閉会します。

（午前11時42分）